

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和6年6月13日(木)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時17分

出席者 委 員 委員長 大 浦 兼 政

市 村 隆 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

福 田 裕 司 中 島 克 訓 関 口 孫一郎

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 川 田 俊 介 浅 野 貴 之 小 平 啓 佑

針 谷 育 造 古 沢 ちい子 内 海 まさかず

小久保 かおる 針 谷 正 夫 広 瀬 義 明

氏 家 晃 福 富 善 明 大阿久 岩 人

白 石 幹 男

事務局職員

事務局 長 森 下 義 浩

議 事 課 長 野 中 繭実子

課 長 補 佐 佐 藤 優

主 査 小 林 康 訓

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

上 下 水 道 局 長	小 野 寺	正	明
上 下 水 道 総 務 課 長	中 山	幸	夫

令和6年第2回栃木市議会定例会
建設常任委員会議事日程

令和6年6月13日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第62号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大浦兼政君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（大浦兼政君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（大浦兼政君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（大浦兼政君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第62号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

中山上下水道総務課長、お願いいたします。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） よろしくをお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第62号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は60ページから62ページ、議案説明書は66ページから69ページでございます。

初めに、議案書60ページを御覧ください。制定文でございます。栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

内容につきましては、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の66ページをお開きください。提案理由でございますが、企業職員に対して特殊勤務手当を支給するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要ですが、手当の種類に特殊勤務手当を加えること、特殊勤務手当の支給に係る規定を加えること、引用条項を改めることでございます。

改正の内容につきまして新旧対照表でご説明いたしますので、68、69ページを御覧ください。第

2条、給与の種類、第3項でございますが、通勤手当の後に特殊勤務手当を追加するものでございます。

その特殊勤務手当に関する条項でございますが、第8条として、特殊勤務手当を追加し、条文として「特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する」というものでございます。こちらにつきましては、従来、市長部局の職員に対する手当には特殊勤務手当の条項がございましたが、水道事業、下水道事業の企業職員に対しては、特殊勤務手当の条項がありませんでしたので、追加するものでございます。

第9条以下につきましては、第8条、特殊勤務手当を追加することによる条番号の繰下げ及び参照条項の条番号の変更でございます。

議案書に戻りまして、61ページを御覧ください。一番下の附則でございます。1、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用するというものでございます。こちらにつきましては、能登半島地震による給水作業のために派遣した企業職員に対して特殊勤務手当を支給するため、1月1日より適用するとしたものでございます。

2、この条例改正前に支払った給与については、改正後の条例の内払いとみなすというものでございます。これにつきましては、二重払いをしないための規定でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大浦兼政君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。説明ありがとうございます。

まず、議案第62号に関しましては、労働条件の改善というか処遇の改善、大変いいことなのかなというふうに理解させていただいております。逆にこれ、もっと前からやっていなかったのかなということちょっと懸念しているところなのですけれども、まず企業職員ということでご説明にもありましたように、これは一般職に属する地方公務員で、地方公営企業に勤務する職員ですよということで、本市では上下水道局に勤務する職員さんなんかがそれに当てはまるのかなというのをまず前提として、その特殊勤務手当の対象となる職員数について伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 上下水道局3課でございますが、ちょっと正確な数字は把握していないのですが、3課で50名程度、50名ちょっとだと思いました。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今概算で大丈夫だったので、50名程度ということで理解させていただきました。

それと、多分これ読んでいくと、この特殊勤務手当は何か管理職には支給されないというような文言があったような気がするのですが、そこを確認させてください。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 管理職にも手当のほうを出すというふうに考えております。

〔「出すのね。だったら理解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ちょっと続けてやらせてもらいます。

あと、改正案の第8条、これで先ほど述べられたように、特殊勤務手当というのは著しく危険、不快、不健康または云々ということで規定されておるわけですが、具体的にどのような業務が該当するのをお教え願いたいと思います。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 今回ご提案してあります条例の下に、栃木市企業職員の給与に関する規定という市長部局という規則に当たる例規がございますが、その中で手当については、栃木市職員の例によると定めております。栃木市職員の特殊勤務手当の種類としては、災害応急作業と感染症等防疫作業、行旅死亡人事務、動物死体処理業務、消防業務というふうな5つの特殊勤務を定めておりますが、企業職員については、その中の災害応急作業だけしか当たらないのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 分かりました。関連になりますけれども、例えば特殊勤務手当がつくときの、例えば勤務時間ですとか、そういう規定なんかはどうなっているのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 特殊勤務手当は1日単位でございます。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 1日8時間ということですか。8時間勤務したみたいなイメージで捉えればよろしいのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 時間に限らず、その1日、その勤務したとき、その1日に対して払うというものでございます。それが8時間でも1時間でもという形です。

○委員長（大浦兼政君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） それと、ちょっともう一点だけ質問したいのだけれども、この議案が仮に議決されたときに、先ほどおっしゃっていたように、施行というか実施が令和6年1月1日から施行しますよということで、その間のやつは内払いにするということなのですが、今、例で能登半島の給水作業ですとか、そういう例を挙げていただいたわけですが、現在、栃木市として何人ぐらい該当して、概算でどれぐらいになるのかというのが分かりましたら教えていただければと思います。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 上下水道局の中で14名で延べ84日となります。

以上です。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ほかにございますか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） ただいまの84名というのは、能登半島関係だけで84名ということでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（大浦兼政君） 大谷委員。

○委員（大谷好一君） では、その合計の支給金額なんかは分かりますか。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 1日500円を考えておりますので、4万2,000円を予定しております。

○委員長（大浦兼政君） ほかにございますか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 今説明をお伺いしていて、企業職員が今まで対象になっていなかったのが不思議なぐらいなのですけれども。一般職が対象になっていて、企業職員が対象外というのがちょっと今は不思議に感じているところでございます。

あとは、近隣他市町はどのような状況になっているかお答え願います。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） まず、宇都宮市なのですが、宇都宮市も今まで規定がなかったのですが、6月議会で栃木市と同じように遡って支給するという規定のほうを提案して支給したいというふうに考えているということでございます。

なお、足利市、小山市、佐野市につきましては、これも規定がないということで、支給はしていないのですが、この後、栃木市のように今後例規で定めて遡って支給するかどうかは把握しておりません。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） ほかに質疑はございますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） すみません。調べたところ、災害応急作業の手当は先ほど1日500円というお話でしたが、人事院の定める規定ですと710円から1,080円までの間というふうな記載があったのですけれども、それを下回っても別にそれは問題ないのですか。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） こちらにつきましては、栃木市の例規の中で定めておりまして、市長部局職員につきましても500円ということになっておりますので、企業職員につきましても同額というふうにしたいと考えております。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 今回、能登半島への派遣ということですが、今まで過去において企業職員の派遣実績というものはあるのですか。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 過去におきまして、例えば東日本大震災のときは私も矢板市に行ったことがあるのですが、そのときはこの規定がございましたので、特殊勤務手当は出ませんでした。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ということは、それは特殊勤務ではないと。通常勤務の一環で出張的なことで行ったというふうになってしまうわけですね。

それともう一つ、ちなみに、これには直接関係ないのですが、こういった場合に派遣職員を選定する方法というのはどういった形でされるのでしょうか。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 作業内容によるというふうに考えております。今回の場合は、応急給水が主でしたので、まず給水車の運転ができる人間が必要だということ、あとは何名派遣するかにもよりますので、あまり日常業務に差し障りが大きく出るようなものではまずいので、いろんな係から何名かという形で出すというふうな選定の方法をしております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） 能登半島に限らず、地震大国日本ですから、今後もそういった地震被害による給水作業という応援はあってほしくないことですが、可能性としてはありますよね。そういったときに、決して栃木市がその対象にならないわけではなくて、日本全国どこでもその対象になるわけですから、そういった備えというか、何かあれでしょうか、そういったときの、ただ

行って給水作業、運転するにしても、行ってみて初めてどういう状況かというのが分かるわけですが、それなりのトレーニングとか、下準備というか講習とか、そういったものも考えていらっしゃるのかどうかお聞かせください。

○委員長（大浦兼政君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 水道も下水道もそうなのですが、緊急というか給水作業とか、災害に備える訓練というのを毎年1回以上はしております。

以上です。

○委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第62号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大浦兼政君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（大浦兼政君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前10時17分）